

| |
|---|
| 「11月は労働保険適用促進強化期間」です |
| ティーライフ株式会社に「くるみん」認定を行いました |
| 働き方改革等説明会を開催します |
| 労働契約法に基づく「無期転換ルール」について |
| 高校生の就職内定状況等について |
| 静岡県特定最低賃金の改正について |
| 死亡災害の多発（9月,10月）及び 平成29年度静岡年末年始無災害運動の実施について |
| 静岡労働局管内の平成29年「高齢者の雇用状況」集計結果 |
| 非正規労働者の処遇改善支援に関する企業セミナー等について |
| 静岡県有効求人倍率（平成29年9月内容） |



「11月は労働保険適用促進強化期間」です

労働保険徴収課
TEL054-254-6316

～ 一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です ～

厚生労働省・静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国的に労働保険適用促進活動を展開しています。

事故や災害があった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかることもあります。

働く人とその家族だけでなく、会社を守るために、労働保険にすぐに加入を。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態に関わらず、1人でも雇ったら、労働保険に入る必要があります。

- ◆ 労働者とその家族の生活と安心のために、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。
- ◆ 労働保険の手続きを行っていない期間中に、労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。



労働保険とは？

「労災保険」と「雇用保険」の総称です。
労働者を1人でも雇用している事業主は全て加入することが原則の国の制度です。

＝

労災保険

業務上の災害や通勤災害に対し、被災労働者や遺族を保護するため必要な給付を行います。

＋

雇用保険

労働者が失業した際の生活の安定と再就職の促進を図るための必要な給付を行います。

※詳しくは、静岡労働局 労働保険徴収課、又は最寄りの労働基準監督署・ハローワークへご相談ください。

以下の静岡労働局ホームページ（HP）もご参照ください（厚生労働省HPへリンク（制度紹介・手続き案内など））。

<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/soumu.html>

ティーライフ株式会社に「くるみん」認定を行いました

雇用環境・均等室
054-252-5310

仕事と家庭の両立を支援する企業に対し、次世代育成支援対策推進法に基づいて付与されるのが、「くるみん」です。「くるみん」は、雇用環境の整っている職場のシンボルとして、企業のイメージアップや優秀な労働者の採用・定着につながります。静岡労働局は11月2日で新たにティーライフ株式会社に「くるみん」認定を行い、認定書を授与しました。

◎ティーライフ株式会社の取組

1. 育児休業取得率
男性25% 女性100%
2. 両立支援（法以上及び社内独自の取組）
所定外労働の制限、所定外労働時間の短縮措置を小学校就学前の子を持つ従業員に拡充。
復職に向けたミーティング実施。
3. 働き方改革に関する取組
毎週水曜ノー残業デーの継続実施と徹底。
業務効率改善に向け社長による社内研修実施。
法定外労働が各月平均6時間。
4. その他次世代支援に関する取組
社員の子どもを対象に「こども参観会」を実施。



（写真）ティーライフ株式会社社長（左）と静岡労働局長

静岡労働局では、「一億総活躍社会を実現するための最大のチャレンジ」と位置付けられている働き方改革について理解を深めるとともに、時間外労働の削減や無期転換等について定めた関係法令、企業の対応等についての説明会を下記のとおり開催します。

| 長時間労働の是正、時間外労働削減の好事例 | 地区 | 日時 | 場所 | 定員 |
|---------------------------|----|--------------------------|--|------|
| 無期転換ルールについて | 東部 | 平成30年1月17日(水) 14時～16時 | ブラサヴェルデコンベンションホールB 沼津市大手町1-1-4 | 250名 |
| 生産性向上（企業の人材育成・労働者の職業能力開発） | 中部 | 平成30年1月12日(金) 14時～16時 | グランシップ11階 会議ホール 静岡市駿河区池田7-9-4 | 500名 |
| | 西部 | 平成30年1月15日(月) 14時～16時 | アクトシティ浜松コンgresセンター31会議室 浜松市中区板屋町1-1-1 | 400名 |

対象 事業主、企業の人事労務担当者等

※参加無料 申し込みは先着順で定員になり次第終了します。

静岡労働局HP ホーム > ニュース&トピックス > イベント > 2017年度 > 働き方改革等説明会の開催について

労働契約法に基づく「無期転換ルール」について

雇用環境・均等室
054-252-5310

～～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～～

生産性の向上がうたわれる一方で、人材不足の問題も深刻化しています。長期的な人材活用により、意欲と能力のある労働力を安定的に確保すべく、平成30年4月から、通算5年以上勤務する有期労働者からの希望があった場合には無期雇用に転換させる義務が発生します。就業規則の整備や業務内容の見直し等、転換に伴う疑問は静岡労働局雇用環境・均等室までご相談ください。

静岡労働局では、下記の通り常時相談窓口の開設や地域相談会を開催しますのでご利用ください

| 常時相談窓口 | 相談会名 | 場所 | 開催日時 | 定員 | 内容 | |
|---|-------------|----------------------|------------|---------------------|-----|---|
| 静岡労働局 5階 雇用環境・均等室 月曜日から金曜日 (祝日を除く) 8:30～16:30 | 東部地域 相談会 | 三島労働基準 監督署 会議室 | 12月8日 (金) | 13:00 16:30 | 30社 | 企業向け労働契約法第18条「無期転換ルール」導入、「有期雇用特措法」申請についての相談ができます。 |
| | | | 2月9日 (金) | | | |
| | 西部地域 相談会 | 浜松労働基準 監督署 会議室 | 12月15日 (金) | | | |
| | | | 2月16日 (金) | | | |

お申込みは、静岡労働局ホームページの「無期転換ルール」相談会申込用紙から申してください。

静岡労働局HP ホーム > ニュース&トピックス > イベント > 2017年度 > 無期転換ルール・有期雇用特措法に関する相談会

高校生の就職内定状況等について

職業安定課
054-271-9950

高校生の就職内定率は前年度より2.7ポイント増の70.2%（9月末現在）

静岡労働局が平成30年3月高等学校新規卒業予定者の就職内定状況を調査したところ、平成29年9月末現在県内高校生の就職内定率は70.2%で、前年同期を2.7ポイント上回りました。

求人数は14,431人で対前年同期比15.8%増、求人倍率は2.20倍で同0.32ポイント増となりました。

9月末現在の求人倍率、内定率ともに（平成9年3月卒以降※）過去最高となりました。（※調査開始は平成9年3月卒より）



高校卒業生職業紹介状況の推移 平成29年9月末現在（単位：人、前年比%、前年差ポイント）

| 卒業年度 | 求人数 | | 求職者数 | | 求人倍率 | | 就職内定者数 | | 就職内定率 | | 就職未内定者数 | |
|------------|--------|------|-------|------|------|------|--------|------|-------|------|---------|-------|
| | 前年比 | 前年差 | 前年比 | 前年差 | 前年比 | 前年差 | 前年比 | 前年差 | 前年比 | 前年差 | 前年比 | 前年差 |
| 平成25年3月 卒業 | 6,961 | 16.8 | 6,792 | 6.5 | 1.02 | 0.09 | 3,203 | 0.8 | 47.2 | ▲2.6 | 3,589 | 12.2 |
| 平成26年3月 卒業 | 7,223 | 3.8 | 6,429 | ▲5.3 | 1.12 | 0.10 | 3,336 | 4.2 | 51.9 | 4.7 | 3,093 | ▲13.8 |
| 平成27年3月 卒業 | 9,466 | 31.1 | 6,624 | 3.0 | 1.43 | 0.31 | 4,172 | 25.1 | 63.0 | 11.1 | 2,452 | ▲20.7 |
| 平成28年3月 卒業 | 10,685 | 12.9 | 6,745 | 1.8 | 1.58 | 0.15 | 4,156 | ▲0.4 | 61.6 | ▲1.4 | 2,589 | 5.6 |
| 平成29年3月 卒業 | 12,464 | 16.6 | 6,634 | ▲1.6 | 1.88 | 0.30 | 4,475 | 7.7 | 67.5 | 5.9 | 2,159 | ▲16.6 |
| 平成30年3月 卒業 | 14,431 | 15.8 | 6,568 | ▲1.0 | 2.20 | 0.32 | 4,611 | 3.0 | 70.2 | 2.7 | 1,957 | ▲9.4 |

（注）求職者数、就職内定者数、就職未内定者数は「学校又は安定所の紹介を希望する者」の数を計上。



静岡県の特定最低賃金の改定については、静岡県最低賃金審議会から平成29年10月25日までに以下のとおり答申がなされました。この答申内容に対し、関係労使より異議申し出はありませんでしたので、静岡労働局長は答申どおり改正決定することとしました。今後、官報公示を経て、12月29日(金)より効力が発生します。

〔効力発生日：平成29年12月29日〕

| 静岡県特定最低賃金件名 | 最低賃金額(円) ()は改定前 |
|---|---|
| タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 | 862 (847) |
| 鉄鋼、非鉄金属製造業 | 898 (882) |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業 | 911 (894) |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 882 (866) |
| 各種商品小売業 | 850 (836) |
| ◆上記5特定最低賃金共通の適用除外 〔「静岡県最低賃金(時間額832円)」が適用されます。〕 | ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く) ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 |

特定最低賃金とは？

特定の産業の基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金(※)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

(※)地域別最低賃金
静岡県最低賃金
時間額 832円
効力発生日
平成29年10月4日

死亡災害の多発(9月,10月)及び
平成29年度静岡年末年始無災害運動の実施について

健康安全課
Tel.054-254-6314

平成29年度スローガン

いま一度 職場の危険 総点検
無事故でつなぐ年末年始

運動期間/平成29年12月1日～平成30年1月15日

平成29年1月～10月の状況
死亡者 22人
(前年同期 20人)

昨年、静岡労働局管内では、死亡労働災害が平成25年と並んで過去最少となりました。本年も8月まで減少傾向にありましたが、9月に4件、10月に2件と死亡災害が続発し、昨年同期より2件増加したため、当局では警戒を強めているところです。

このような状況の中、これから迎える年末年始は何かと慌ただしく、気象条件、交通事情等の変化、普段の作業や生活リズムが変わりやすく、大掃除など非定常作業も多くなる時期であることから、職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要になります。

そのため、静岡労働局では、労働基準監督署、各労働災害防止団体等と連携して、「いま一度 職場の危険 総点検 無事故でつなぐ年末年始」をスローガンに、本年12月1日(火)から来年1月15日(金)まで、「年末年始無災害運動」を展開し、労働災害防止への取組強化の呼びかけや安全パトロール等を実施します。

△重点実施項目▽

- ※ 転倒災害の防止(STOP! 転倒災害プロジェクト)
- ※ 墜落・転落災害の防止
特に大掃除の際の転落注意!! (はしご・脚立は正しい方法で使用)
- ※ はさまれ・巻き込まれ災害の防止



■ 過去5年間の運動期間中の事故の型別累計

静岡県内では転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれの順に多く、この3つで全体の53%を占めています。

▽共通対策△

- ※ 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底!
- ※ リスクアセスメント活動の導入・徹底!
- ※ 経営首脳、安全管理者、安全衛生推進者等の職場巡視の徹底!



静岡労働局では、このほど、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、平成29年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめ発表しました。

全体の状況としては、「高齢者雇用確保措置」を講じている、企業割合は99.7%と前年より0.2ポイント増加しました。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合は79.3%とこちらも前年より1.4ポイント増加しました。さらに70歳以上まで働ける企業割合も24.4%と前年より0.7ポイント増加しました。

いずれの数値も全国平均以上の結果となり、高齢者雇用は確実に進んでいる状況にあります。今後も、少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高齢者雇用安定法の義務を超え、年齢に関わりなく働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組んでいきます。



非正規労働者の処遇改善支援に関する企業セミナー等について

雇用環境・均等室
054-252-5310

少子高齢化の時代、生産年齢人口の減少に加え、人口流出も大きな課題となっている静岡県。どの産業においても人材不足は喫緊の課題となっています。正規社員の就労環境改善だけでなく、非正規労働者への対応も迫られており、「働き方改革」の同一労働同一賃金、非正規労働者の処遇改善支援を行い、人材不足や雇用安定のための「ツール」として活用してもらうためのセミナーを開催します。

また、非正規雇用労働者待遇改善支援センターについて、相談にこまかく対応するため、期間限定で沼津市・浜松市に出張センターを開設します。

| セミナー及び個別相談会 | | |
|-------------|--------------------------|--|
| | 日時 | 場所 |
| 東部 | 11月29日(水) 13:30~15:00 | ブラサヴェルデ407会議室 (沼津市大手町1-1-4) |
| 中部 | 12月4日(月) 13:30~15:00 | グランシップ904会議室 (静岡市駿河区池田79-4) |
| 西部 | 11月27日(月) 13:30~15:00 | アクトシティ浜松 研修交流センター52研修交流室 (浜松市中区板屋町111-1) |

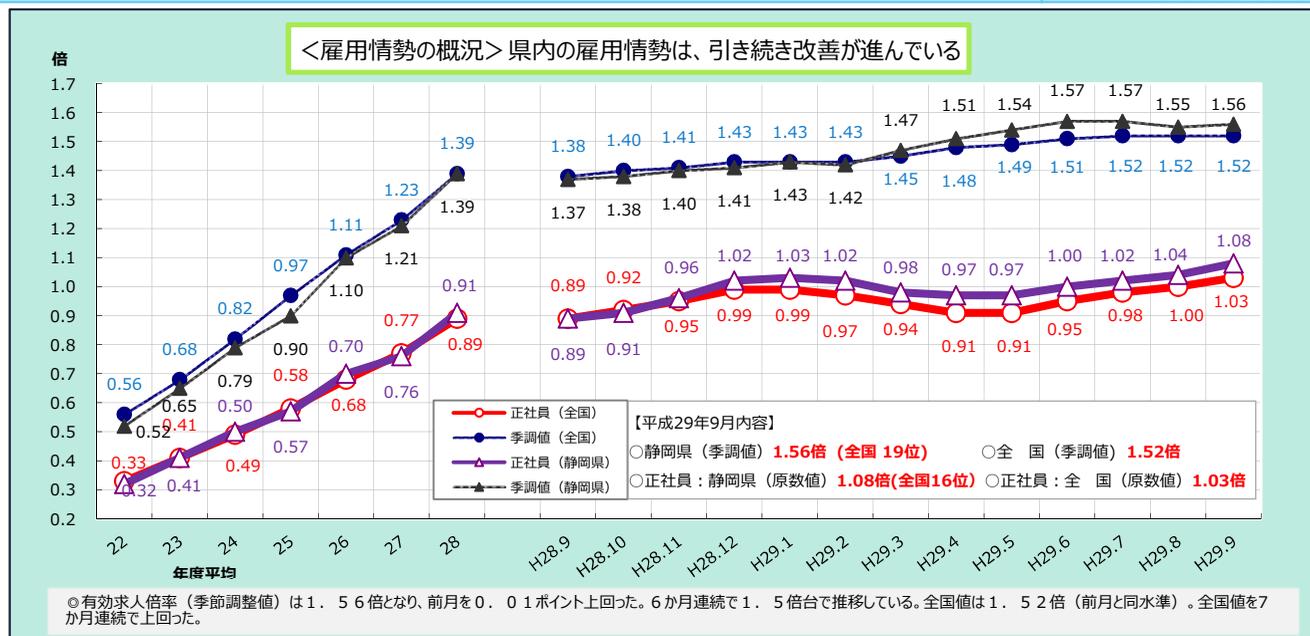
| 出張センター | | |
|--------|--------------------------------------|--|
| | 日時 | 場所 |
| 東部 | 12月18日(月) 1月31日(水) 10:00~16:00 | 東海道シグマ 沼津支店 (沼津市大手町2-4-1) 沼津第一生命ビルディング 2 F |
| 西部 | 12月21日(木) 1月30日(火) 10:00~16:00 | アクトシティ浜松 研修交流センター52研修交流室 (浜松市中区板屋町111-1) |

静岡県非正規雇用労働者 待遇改善支援センター 054-252-3065

【問い合わせ先】(受託・運営) 株式会社 東海道シグマ <http://taigukaizen.com>

静岡県有効求人倍率（平成29年9月内容）

職業安定課
054-271-9950



死亡事故災害発生状況

| | H29年 | | 前年同月 |
|-----|--------|----|------|
| | 10月把握分 | 累計 | |
| 製造業 | 1 | 8 | 7 |
| 建設業 | 1 | 4 | 6 |
| 運輸業 | 0 | 3 | 3 |
| 農林業 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 7 | 4 |
| 合計 | 2 | 22 | 20 |

平成29年10月31日現在

編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室
 〒420-8639
 静岡市葵区追手町9番50号 (静岡地方合同庁舎 3階)
 T E L <054>254-6320
 F A X <054>254-6543
<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>